

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答) 財政規模も小さく、余裕のある財政運営ができない状況ですが、限られた予算の中で住民の福祉の充実に努めていきます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

(回答) 介護保険料については、被保険者(1号 18%、2号 32%)、国(25%)・県(12.5%)・市町村(12.5%)の負担割合が決まっているので、介護給付費の見込みを決めれば、その額も決定される。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 徴収基準の段階は国の基準をベースに決定していくこととなるが、現在の徴収基準については第三段階まで国の基準より5%保険料を減額(第1.2段階 50%→45% 第3段階 75%→70%)している。次の改定についても低所得者については同様の配慮をしていきたい。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

(回答) 町独自(単独の)助成措置は財政が非常に厳しいこともあり、現在想定していない。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

(回答) 軽度者の訪問介護、福祉用具については、介護保険の制度に基づいてサービスの提供を行っている。生活援助については、同居家族など(その家族が重度障害者等の場合を除く。)がいる場合は、介護保険制度どおりの運用を行っている。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

(回答) 町唯一の特別養護老人ホーム(愛厚ホーム)が改修に入る。今までの多床室からユニット型個室(60床)に移行していく。ただし、現在入居している低所得の方に対応するため、

多床室(40床)も確保する。また、ショートステイの要望も高いため、10床分を従来型個室として整備する。

⑤介護労働者を確保するために 適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 介護労働力の不足は深刻だという声を各事業所から聞いている。しかし、町として財政的支援は考えていない。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく 月3回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 年間36回の配食サービスを実施している。また、ふれあい型の食事サービス事業も地域(15地区)ごとに3回程度ずつ実施している。ボランティアの方々の確保の問題などもあり、現状維持が精一杯の状況である。料金の変更は考えていない。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答) 町独自(単独の)事業として移送サービスを実施している。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答) 老人憩の家など建設しそれぞれの地区で利用してもらっている。

(3) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

(回答) 寝たきり度、認知症の度合いなどにより申請により認定をしている。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 寝たきり度、認知症の度合いなどにより申請で認定をしている。

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

(回答) 低所得I(町民税非課税 年金収入80万円以下)で家族に扶養されていない一人暮らし老人の医療費(通院のみ)を半額助成(県内医療機関)。70歳から74歳まで拡大は考えていない。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 支払能力がある滞納者まで一律に資格証明書の発行を免除することは考えていない。

③後期高齢者医療制度に加入しない65~74歳の障害者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 県制度に基づき、後期高齢者医療制度に加入者について助成制度を適用する。

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

(回答) 補助制度・助成制度は特に実施していない。健診は、後期高齢者医療制度、介護保険制度に基づく健診を実施していただく。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 平成20年度から実施済み。

②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

(回答) 10回まで無料としている。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答) 財政状況が逼迫しているので、制度以上の繰り入れは考えていない。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答) 制度に基づき実施をしていく。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

(回答) 考えていない。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 考えていない。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答) 支払能力のある滞納者には、資格証明書の発行は継続していく。滞納者との協議は常に行っており、無理な徴収はしていない。

③65~74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

(回答) 本人が希望すれば口座振替で納付できることとなっている。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

(回答) 考えていない。

5. 障害者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

(回答) 国の基準に基づき運用していく。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

(回答) 国の基準に基づき運用していく。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

(回答) 策定委員に、障害者団体、事業者の代表者を選定している。また、個別アンケートを実施し、関係者の意見を十分伺って計画策定を進めていきたい。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) 財政的な面からむずかしい。65才以上の自己負担は無料としている。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

(回答) 無料健診を実施している。(35. 40. 50. 60. 70歳)

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

(回答) 制度改正に併せ、実施していく予定でいる。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ② 後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④ 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥ 社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ① 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障害者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ② 福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③ 後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④ 子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤ 削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥ 精神障害にある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦ 2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ① 愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ② 低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④ 受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤ 後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上